東京工業高等専門学校技術相談取扱要領

制定 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 東京工業高等専門学校(以下「本校」という。)における技術相談の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドライン(平成27年2月4日制定理事長裁定)(以下「ガイドライン」という。)に定めるものの他、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 技術相談とは、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、及び相互の研究開発等の活性化を図るため技術指導・助言や情報交換に限定するものをいう。

(技術相談の申請)

第3条 技術相談の申請は、原則として、申込者が「技術相談申請書」(様式1)に記入し、総合教育支援センター長(以下「センター長」という。)へ提出するものとする。

(技術相談の受入)

第4条 センター長は、技術相談申請書の記載内容を確認し、担当可能な教員又は 技術職員(以下「担当教員等」という。)がその教育・研究業務に支障のない範囲 内で実施することが可能な場合において、技術相談を受け入れることができるもの とする。

(技術相談の実施)

- 第5条 センター長は、前4条に基づき、技術相談を受け入れた場合は、当該担当 教員等に通知し、技術相談を実施する。
- 2 担当教員等は技術相談に際して、必要に応じて相手側と秘密保持契約を締結する手続きを行うものとする。
- 3 担当教員等は、技術相談の過程あるいは結果において知的財産が生じた場合は、速やかに知的財産委員会へ届け出るものとする。
- 4 担当教員等は、技術相談の結果、共同・受託研究、受託試験等を行うこととなった場合は、その旨を速やかにセンター長に報告し、契約締結等の必要な手続きを行い、実施するものとする。

(技術相談の報告)

第6条 技術相談を行った担当教員等は、その都度、「技術相談報告書」(様式2) を作成し、速やかにセンター長に提出しなければならない。

(技術相談料)

第7条 技術相談料は、原則として初回は無料とし、2回目以降については、「技術相談料金表」(別表1)に定めるものとする。

(事務)

第8条 技術相談の申込みその他事務は総務課財務係の協力を得て、総務課企画係が 処理するものとする

附則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

別表1 技術相談料金表

相談回数	技術相談料	備考
初回	無料	
2回目以降	1時間につき5,400円	注1、注2、注3、注4
	(消費税を含む。)	

- 注1 技術相談料は前納とする。
- 注2 次の一に該当する場合、技術相談料は免除する。
 - 一 地域等の公的機関からの申込みの場合
 - 二 申込者が、申込時において、共同・受託研究の申請を前提とする旨を申 し出た場合
 - 三 技術相談の過程で共同・受託研究を行うこととなった場合、その回に係 る技術相談料
 - 四 その他、校長が必要と認める場合
- 注3 学外で技術相談が行われる場合の教職員の交通費、技術相談の経過で分析等 を実施する場合の費用等(以下「必要経費」という。)は、技術相談料と別に徴収 する。
- 注4 技術相談料及び必要経費の請求方法は、ガイドラインに定めるものの他、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則(機構規則第34号)及び債権管理規則(機構規則第111号)に則るものとする。